

○広島県警察自動車警ら隊の運用に関する訓令

昭和54年3月20日

本部訓令第11号

〔注〕平成19年4月から改正経過を注記した。

改正	昭和55年3月本部訓令第5号	昭和57年3月本部訓令第7号
	昭和59年3月本部訓令第8号	昭和60年3月本部訓令第6号
	昭和62年3月本部訓令第12号	平成元年7月本部訓令第25号
	平成2年3月本部訓令第5号	平成4年7月本部訓令第25号
	平成5年10月本部訓令第26号	平成10年3月本部訓令第6号
	平成12年8月本部訓令第35号	平成13年7月本部訓令第14号
	平成13年10月本部訓令第19号	平成14年4月本部訓令第21号
	平成19年4月本部訓令第7号	平成19年12月本部訓令第33号
	平成20年2月本部訓令第3号	平成25年8月本部訓令第10号
	令和3年3月本部訓令第9号	令和6年2月本部訓令第3号
	令和7年2月本部訓令第4号	

警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察自動車警ら隊の運用に関する訓令を次のように定める。

広島県警察自動車警ら隊の運用に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 活動（第4条—第7条）

第3章 分駐係における願届等の処理（第8条—第11条）

第4章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 地域部地域課自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）の運用については、広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年広島県警察本部訓令第13号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（一部改正〔令和7年本部訓令第4号〕）

(任務)

第2条 自動車警ら隊は、常に犯罪の発生その他あらゆる警察事象に即応できる態勢の下に、主として次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 常時広域警ら活動の実施による警戒警備
- (2) 重点警ら活動による犯罪の予防及び検挙
- (3) 110番通報及びその他の急訴事案に対する初動警察活動並びに緊急事件発生時における緊急配備及び検索等

(活動区域等)

第3条 自動車警ら隊の活動区域は、県内全域とする。

- 2 前条に掲げる任務を効率的に遂行するため、機動警ら区を設け、各機動警ら区ごとに機動警ら要点を定めるものとする。
- 3 前項の機動警ら区及び機動警ら要点は、地域部地域課自動車警ら隊長（以下「自動車警ら隊長」という。）が別に定めるものとする。
- 4 自動車警ら隊長は、事件、事故等の発生状況、交通事情等を勘案し、隊員（自動車警ら隊の隊員をいう。第2章において同じ。）を必要な機動警ら区で活動させるものとする。

（一部改正〔平成19年本部訓令7号・20年3号・25年10号・令和6年3号・7年4号〕）

第2章 活動

(応援要請)

第4条 警察本部の課長、室長、隊長、所長及び校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、自動車警ら隊の応援を必要とするときは、あらかじめその理由、期間、人員、台数その他必要な事項を電話で自動車警ら隊長に上申するものとする。ただし、緊急を要し、そのいとまがないときは、通信指令官に対し、隊員の出動を要請することができる。

（一部改正〔令和6年本部訓令3号・7年4号〕）

(相互協力)

第5条 隊員は、常に警察署の警ら用無線自動車及び小型警ら車の勤務員並びに捜査員と緊密な連絡を保ち、有機的な活動を推進するように努めなければならない。

(事案の処理)

第6条 隊員は、その取り扱った事案については、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。

- (1) 急訴事件等については、直ちに現場に急行し、負傷者の救護、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存等必要な初動活動を行った後、これを所轄警察署長（事案の発生地を

管轄する警察署長をいう。以下同じ。)に引き継ぐこと。

- (2) 被疑者を逮捕したとき、泥酔者を保護したときその他強制措置をとったときは、身柄と共に事件を所轄警察署長に引き継ぐこと。
- (3) 交通関係法令違反等を検挙したときは、処理手続が複雑又は非定形的なものを除き、現場で措置又は定形的な処理手続をした後、所轄警察署長に引き継ぐこと。
- (4) 機動警ら及び待機警戒活動を通じて入手した情報のうち必要と認められるものについては、速やかに通信指令官又は関係警察署長に報告すること。

(教養及び訓練)

第7条 自動車警ら隊長は、自動車警ら隊がその機動力を最高度に発揮して、常時警戒、有事即応の体制を保持し、有機的な活動ができるようにするため、隊員に対し、職務質問技能、車両運転技能、初動対処技能等の向上に必要な教養及び訓練を計画的に行わなければならない。

- 2 自動車警ら隊長は、警察署の地域警察官に対し、職務質問技能、車両運転技能、初動対処技能等の向上に必要な教養及び訓練を計画的に行うものとする。

(一部改正〔令和3年本部訓令9号・7年4号〕)

第3章 分駐係における願届等の処理

(改称〔令和7年本部訓令4号〕)

(心構え)

第8条 自動車警ら隊分駐第一係から第三係までで勤務する隊員(以下「分駐係の隊員」という。)は、次条及び第11条に規定する申請書等の受理、事件事故の処理、地理案内等に当たっては親切・丁寧に行い、公衆の信頼と協力を得られるように努めなければならない。

(一部改正〔令和7年本部訓令4号〕)

(専決)

第9条 福山東警察署長は、分駐係の隊員のうち、警部補以上の階級にあるものに対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第56条及び第57条第3項の規定による制限外許可で、福山東警察署の管轄区域内を出発地とし、かつ、分駐係に提出された申請書に係るものを専決させるものとする。この場合において、当該隊員は福山東警察署兼務を命ぜられたものとみなす。

- 2 前項の規定に基づいて専決することができる者(以下「専決権者」という。)は、事案が重要であり、若しくは処理上疑義があると認められるとき又は不許可処分をしようとするときは、あらかじめ、福山東警察署長の指揮を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により専決した事項は、速やかに、その結果を福山東警察署長に報告しな

なければならない。

(一部改正〔令和7年本部訓令4号〕)

(代理決裁)

第10条 前条第1項に規定する専決権者が不在で急を要するときは、その他の分駐系の隊員が先任順により、その事務を代理決裁することができる。この場合において、当該隊員は福山東警察署兼務を命ぜられたものとみなす。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による代理決裁について準用する。

(一部改正〔令和7年本部訓令4号〕)

(拾得届及び遺失届の取扱い)

第11条 分駐系の隊員は、遺失物法（平成18年法律第73号）等による拾得又は遺失の届出を受けたときは、遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年広島県警察本部訓令第32号）により適正に処理しなければならない。

(一部改正〔平成19年本部訓令33号・令和7年4号〕)

第4章 雑則

(委任規定)

第12条 この訓令に定めるもののほか、自動車警ら隊の運用に関して必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和7年本部訓令4号〕)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月18日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月14日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和60年3月20日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年7月26日本部訓令第25号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日本部訓令第5号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月3日本部訓令第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年10月1日本部訓令第26号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年8月29日本部訓令第35号）

この訓令は、平成12年8月29日から施行する。

附 則（平成13年7月19日本部訓令第14号）

この訓令は、平成13年7月19日から施行する。

附 則（平成13年10月30日本部訓令第19号）抄
（実施期日）

この訓令は、平成13年10月30日から施行する。

附 則（平成14年4月1日本部訓令第21号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月7日本部訓令第33号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年2月20日本部訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月5日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年9月2日から施行する。

附 則（令和3年3月11日本部訓令第9号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月29日本部訓令第3号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月25日本部訓令第4号）抄

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

